

平成 24 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 三井海洋開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮崎 俊 郎
(コード番号 6 2 6 9 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務部長 山下 和 夫
(TEL. 0 3 - 6 2 0 3 - 0 2 0 0)

定款一部変更のお知らせ

平成 24 年 2 月 24 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 29 日開催予定の第 26 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) オフィス環境を整備し更なる業務効率の向上を図ることを目的として、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都中央区に変更するものであります。また、本変更の効力は平成 24 年 5 月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。なお、この附則につきましては、本店移転の効力発生日後はこれを削除することといたしたく存じます。
- (2) 公告方法について、インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続きの合理化のため、現行定款第 5 条に定める公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 当社は、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化、業務執行責任の明確化・迅速化を図ることを目的として、執行役員制を導入いたしております。これに伴い現行定款第 19 条の取締役の員数を 15 名以内から 10 名以内に変更するものであります。
- (4) 第 25 回定時株主総会でご承認いただきました取締役の任期の変更に従い、現行定款第 21 条第 2 項を削除するものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都中央区に置く。
第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第19条 (員数) 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u>	第19条 (員数) 当社の取締役は、 <u>10名以内とする。</u>
第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第21条 (任期) (現行どおり) (削除)
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 第3条の変更は、平成24年5月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日後これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年3月29日
定款変更の効力発生日 平成24年3月29日

以上